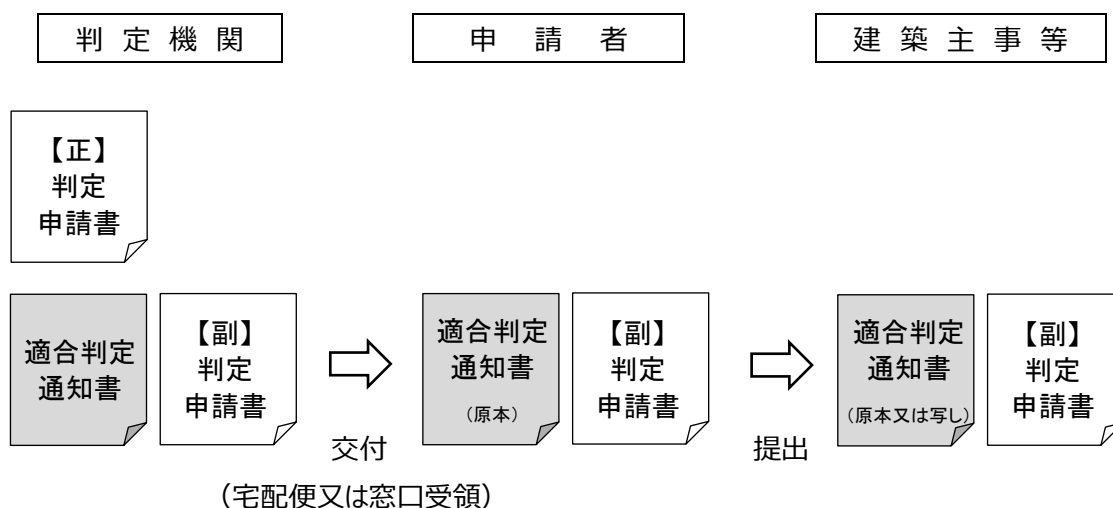


適合判定通知書等の交付について

■現状の手続き方法

- ・ 判定機関は、申請者(建築主又は代理人)へ適合判定通知書及び判定申請書(副)を交付する。
- ・ 申請者は、建築主事等へ適合判定通知書(原本又は写し)及び判定申請書(副)を提出する。



通常の手続き方法に加えて、新たに適合判定通知書等の直接送付をはじめました。

■直接送付による方法

- ・ 判定機関は、申請者より提出された「送付依頼書」により、申請者に代わり適合判定通知書(原本又は写し)及び判定申請書(副)を建築主事等へ直接送付する。(宅配信書便)
- ・ 希望に応じて適合判定通知書(原本)は申請者へ交付する。

